

様式第3号（第3条関係）

変更届出書

令和6年3月13日

東三河広域連合長様

届出者 住所 愛知県豊川市御津町赤根山田12番地
(法人の場合は、主たる事務所の所在地)氏名 社会福祉法人寿宝会
理事長 長木輝行
(法人の場合は、名称並びに代表者の職及び氏名)

次のとおり指定（許可）を受けた内容の変更を届け出ます。

		介護保険事業所番号	2	3	9	2	0	0	0	0	4	4
変更を届け出る事業所（施設）		名称 グループホーム喜寿苑										
		所在地 豊橋市前芝町字加藤381番地2										
サービスの種類		(介護予防) 認知症対応型共同生活介護										
変更があった事項		変更の内容										
1	事業所・施設の名称	(変更前)										
2	事業所・施設の所在地	別紙新旧対照表参照										
3	申請者（開設者）の名称											
4	主たる事務所の所在地											
5	代表者の氏名、住所及び職名											
6	登録事項証明書又は条例等（当該事業に関するものに限る。）											
7	事業所・施設の建物の構造、専用区画等											
8	事業所・施設の管理者の氏名及び住所	(変更後)										
9	運営規程	別紙新旧対照表参照										
10	協力医療機関（病院）・協力歯科医療機関											
11	介護老人福祉施設、介護老人保健施設、病院等との連携・支援体制											
12	介護支援専門員の氏名及び登録番号											
13	本体施設、本体施設との移動経路等											
14	併設施設の状況等											
15	その他指定基準に係ること。											
変更年月日		令和6年4月1日										

- 備考 1 該当項目番号を○で囲むこと。
2 変更内容が分かる書類を添付すること。



(参考様式9)

グループホーム喜寿苑運営規程 新旧対照表

新	旧
<p>第1条（事業の目的） 社会福祉法人寿宝会が開設するグループホーム喜寿苑(以下「事業所」という)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援2又は、要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。</p>	<p>第1条（事業の目的） 社会福祉法人寿宝会が開設するグループホーム喜寿苑(以下「事業所」という)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援2又は、要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。</p>
<p>第4条（職員の職種、員数及び職務内容） 従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>看護職員</u> 1名</p> <p>利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び利用者の状態に応じた医療機関との連携、調整、介護サービス計画に基づく看護を行う。</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p> <p>介護従事者は介護サービス計画に基づき、事業の提供を行う。</p>	<p>第4条（職員の職種、員数及び職務内容） 従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 省略 (2) <u>看護師</u> 1名（常勤職）</p> <p>利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び利用者の状態に応じた医療機関との連携、調整、介護サービス計画に基づく看護を行う。（小規模多機能ホーム喜寿苑看護師と兼務）</p> <p>(3) ~ (4) 省略</p> <p>介護従事者は介護サービス計画に基づき、指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護の提供を行う。</p>

新	旧
<p>第7条（利用料）</p> <p>事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づき保険者が発行する負担割合証に記載の割合に応じた額を負担するものとする。</p>	<p>第7条（利用料）</p> <p>指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づき保険者が発行する負担割合証に記載の割合に応じた額を負担するものとする。</p>
<p>2 介護報酬に含まれない費用として、次の該当する利用料を徴収します。</p> <p>(1) 家賃 83,000円 (2) 光熱水費 18,400円 (3) 食材料費は、1日 1,120円とする。 (4) 理美容代は、<u>重要事項説明書</u>に記載のとおりとする。 (5) オムツ代は、<u>重要事項説明書</u>に記載のとおりとする。 (6) 省略 (7) ショートステイ滞在費 3,380円（1日当たり）</p>	<p>2 介護報酬に含まれない費用として、次の該当する利用料を徴収します。</p> <p>(1) 省略 (2) 光熱水費 <u>15,500円</u> (3) 食材料費は、1日 <u>1,250円</u>とする。 (4) 理美容代は、<u>実費</u>とする。 (5) オムツ代は、<u>実費</u>とする。 (6) 省略 (7) 追加</p>
<p>3 省略</p> <p>第8条（入居及び退居にあたっての留意事項）</p> <p>従事者は、利用者が入居に際し、次の各号に留意してサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 事業による共同生活に支障がない者にサービスを提供するため、事前に主治の医師の診断書等により心身の状況及び認知症である者であることを確認する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>	<p>3 省略</p> <p>第8条（入居及び退居にあたっての留意事項）</p> <p>従事者は、利用者が入居に際し、次の各号に留意してサービスを提供するものとする。</p> <p>(1) 指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び指定認知症対応型共同生活介護による共同生活に支障がない者にサービスを提供するため、事前に主治の医師の診断書等により心身の状況及び認知症である者であることを確認する。</p> <p>(2) 省略</p> <p>2 省略</p>

新	旧
<p>第9条（緊急時等における対応方法）</p> <p>従業者は、事業の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。</p>	<p>第9条（緊急時等における対応方法）</p> <p>従業者は、<u>指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護</u>の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。</p>

グループホーム喜寿苑運営規程

第1条（事業の目的）

社会福祉法人寿宝会が開設するグループホーム喜寿苑(以下「事業所」という)が行う指定介護予防認知症対応型共同生活介護及び、指定認知症対応型共同生活介護の事業（以下「事業」という。）の適正な運営を確保するため人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が要支援2又は、要介護状態にある認知症高齢者に対し、適正な事業を提供することを目的とする。

第2条（運営の方針）

事業所の従業者は、介護サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話をを行うことにより、要支援状態又は、要介護状態等となった場合でも、利用者が事業所においてその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助を行う。

2 事業の実施に当たっては、東三河広域連合、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

第3条（事業所の名称及び所在地）

事業を行う事業所の名称および所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称 グループホーム喜寿苑
- (2) 所在地 愛知県豊橋市前芝町字加藤381番地2

第4条（職員の職種、員数及び職務内容）

従業者の職種及び職務内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤）
事業所の従業員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。
(小規模多機能ホーム喜寿苑管理者と兼務)
- (2) 看護職員 1名
利用者に対する日常的な健康管理、通常時及び利用者の状態に応じた医療機関との連携、調整、介護サービス計画に基づく看護を行う。
- (3) 計画作成担当者 1名以上
計画作成担当者は、事業所が行う介護サービスの利用に関する介護計画の作成を行う。
計画作成担当者のうち1以上の者は介護支援専門員とし、介護支援専門員でない他の計画作成担当者の業務を監督する

(4) 介護従事者 13名以上（常勤換算）

介護従事者は介護サービス計画に基づき、事業の提供を行う。

第5条（入所定員）

定員は18名とする。（1ユニット9名、2ユニット9名）

2 事業所は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入所定員及び居室の定員を越えて入所させないものとする。

3 空室を利用して各ユニット1名以内で短期利用ができるものとする。

第6条（事業の内容）

内容は次のとおりとする。

(1) 入浴、排泄、食事等介護及び日常生活上の世話

(2) 日常生活動作の機能訓練

(3) 療養上の世話

(4) 健康チェック

第7条（利用料）

事業を提供した場合の利用料の額は、介護報酬の告示上の額とし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護保険法に基づき保険者が発行する負担割合証に記載の割合に応じた額を負担するものとする。

2 介護報酬に含まれない費用として、次の該当する利用料を徴収します。

(1) 家賃 83,000円

(2) 光熱水費 18,400円

(3) 食材料費は、1日1,120円とする。

(4) 理美容代は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(5) オムツ代は、重要事項説明書に記載のとおりとする。

(6) 日常生活において必要となる費用で利用者が負担すべき費用は、実費を徴収する。

(7) ショートステイ滞在費 3,380円（1日当たり）

3 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、署名及び押印の上同意を得るものとする。

第8条（入居及び退居にあたっての留意事項）

従事者は、利用者が入居に際し、次の各号に留意してサービスを提供するものとする。

(1) 事業による共同生活に支障がない者にサービスを提供するため、事前に主治の医師の診断書等により心身の状況及び認知症である者であることを確認する。

(2) 利用者の生活歴、病歴、入居に当たっての希望等を把握し、地域社会の一員として円

滑な生活の継続ができるよう支援するものとする。

- 2 利用者が退居する際は、円滑な退居のために次の各号に留意して必要な援助を行うものとする。
 - (1) 利用者及び家族の希望を考慮し、退居後の生活環境及び介護及び医療の継続性に配慮し、必要な援助を行う。
 - (2) 指定居宅介護支援事業者等への情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

第 9 条（緊急時等における対応方法）

従業者は、事業の提供を行っているとき、利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治の医師又はあらかじめ定めた協力医療機関に連絡する等の処置を講じ、管理者に報告しなければならない。

第 10 条(非常災害対策)

事業所は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

- 2 事業所は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努める。

第 11 条(虐待防止に関する事項)

事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護従業者その他の従業者に周知徹底を図る。
- (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、介護従業者その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。
- (4) 前三号に掲げる措置を適切に実施するために担当者を置く。

第 12 条(その他運営についての留意事項)

事業所は、利用者に対して適切な事業所サービスを提供することができるよう、従業者の勤務体制を決める。

- 2 事業所は、従業者の資質の向上を図るために、研修の機会を設ける。
 - (1) 採用時研修 採用 1 ケ月以内

(2) 継続研修 隨時

- 3 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
- 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。
- 5 事業所は利用者に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行わない。ただし、利用者又は他の利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより緊急やむを得ない理由を記録する。
- 6 事業所は従業者に対し身分証明書を発行し、従業者はその勤務中はその身分証明を携行する事により、利用者又はその家族から求められた時にはこれを提示して身分を明らかにすることとする。
- 7 事業所は、その運営に当たって、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力をを行う等の地域との交流を深めることとする。
- 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人寿宝会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成21年3月1日から施行する。

改正

平成22年10月21日

- 平成24年3月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成24年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成25年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成27年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成28年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成28年6月1日 (新規算定・認知症専門ケア加算I)
平成29年9月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成29年10月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成30年3月21日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成30年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成30年5月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
平成31年4月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)
令和1年10月1日 (利用料)
令和2年2月21日 (従業者の職種、員数及び職務内容)

令和 3年6月1日 (従業者の職種、員数及び職務内容)

令和 3年8月1日 (虐待防止、非常災害対策、その他運営についての留意事項)

令和 4年10月1日 (事業の目的、運営の方針、職員の職種、員数及び職務内容、入所定員、利用料、非常災害対策、虐待防止に関する事項、その他運営についての留意事項)

令和 6年4月1日 (事業の目的、職員の職種、員数及び職務内容、利用料、入居及び退去にあたっての留意事項、緊急時等における対応方法)

GH喜寿苑

定員 18名

食材料費算定

$$\begin{array}{rcl} \text{食材料費} & & \text{おやつ代} \\ 1,000 & + & 120 \\ = & \boxed{1,120} & \end{array} \quad \begin{array}{l} \text{※食材料費内訳} \\ \text{朝食:200円 昼食:400円 夕食:400円} \end{array}$$

水光熱費算定

R4年度実績

$$\begin{array}{rcl} \boxed{\text{電気代(年間)}} & + & \boxed{\text{ガス代(年間)}} & + & \boxed{\text{水道代(年間)}} \\ 3,796,762 & + & 356,265 & + & 341,492 \\ = & 4,494,519 & \div & 12 & \div & 18 \\ = & \boxed{20,808} & \div & \boxed{18,400} & & \end{array}$$

ショート滞在費算定

$$\begin{array}{rcl} \text{居住費(月額)} & & \text{水光熱費(月額)} \\ 83,000 & \div & 30\text{日} & = & 18,400 & \div & 30\text{日} \\ = \boxed{2,767} & & & = & \boxed{613} & & \\ \boxed{\text{居住費}} & + & \boxed{\text{水光熱費}} & & & & \\ 2,767 & + & 613 & & & & \\ = & \boxed{3,380} & & & & & \end{array}$$

令和6年 1月 吉日

社会福祉法人 寿宝会

グループホーム 寿宴
グループホーム 輝楽苑
グループホーム 喜寿苑
グループホーム 真寿苑
グループホーム 百楽苑

御中
往

給食業務委託 お見積書



アチャコ 株式会社

社会福祉法人

寿宝会 グループホーム 御中

令和6年 1月 吉日

名古屋市守山区下志段味三丁目2302番地

メーキュー株式会社

代表取締役社長 山本 貴廣

謹啓 貴法人益々ご清栄のこととお慶び申しあげます。平素は、格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。
さて、この度グループホームの食材費につきまして、下記の通りご提案させていただきます。
つきましては、内容をご検討いただき、ご了承賜りますようお願い申し上げます。

謹白

記

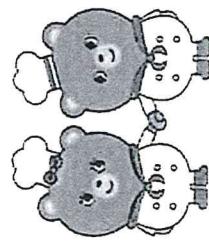
1. 食材費

	食材費
利用者 朝食	200円
利用者 昼食	400円
利用者 夕食	400円

※消費税は内税でお願い致します。

2. 実施日 R6年 4月1日より

MAKE for YOU



弊社マスコットキャラクター
「メーちゃん・キューチャン」

おいしい楽しく MAKE for YOU
メイカーズ 株式会社